

議第 8 1 号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する財産の種類

土地

2 処分する財産の所在等

所 在	字	地 番	地 目	地 積
今津町上弘部	上野	7 6 7 番	溜池	2, 2 8 0 m <sup>2</sup>
今津町上弘部	上野	8 0 0 番	溜池	1, 4 8 7 m <sup>2</sup>
今津町上弘部	上野	8 4 8 番	溜池	1, 0 2 4 m <sup>2</sup>

3 処分の相手方

高島市今津町上弘部 4 1 4 番地

認可地縁団体 上弘部区

4 処分の方法

譲与

5 処分の理由

この財産は、上弘部区が管理および使用してきたものであり、今般、認可地縁団体である上弘部区からの財産譲与の申し出により、処分しようとするものである。